

令和 8 年 度

償却資産（固定資産税）申告の手引

埼玉県熊谷市

本市税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在所有している償却資産について、償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第 383 条〈固定資産の申告〉）

つきましては、当冊子を御参照いただき、償却資産申告書等に必要事項を御記入の上、下記申告期限までに御提出をお願いいたします。

[目次]

I	償却資産の申告について	2 ～ 3
II	申告対象となる償却資産	4 ～ 8
III	償却資産の評価について	9
IV	その他	10 ～ 11
	申告書の書き方	12 ～ 16

電話などによる口頭での申告は受け付けておりません。また、他部署へ廃業などの申告をしている場合でも、償却資産につきましては改めて申告をお願いいたします。

申告期限：令和 8 年 2 月 2 日（月）

※前年度に eLTAX 申告をしていた方には、種類別明細書の同封をしております。

※資産の増加減少がある場合は、増減した資産がわかるように記入してください。

※混雑緩和のため、電子申告「eLTAX」又は郵送での申告に御協力をお願いいたします。

※特例適用資産のある方は申告に要する資料の全てを一括して提出し、種類別明細書に該当資産がわかるように記入してください。

※吸収合併や移転等を行った場合は、その旨を 22 備考欄に記入してください。



〈提出先・お問合わせ先〉

熊谷市総務部資産税課家屋係

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

電話 048(524)1111（内線）252, 253, 370

※提出に限り各行政センター（大里・妻沼・江南）

でも受け付けています。

I 償却資産の申告について

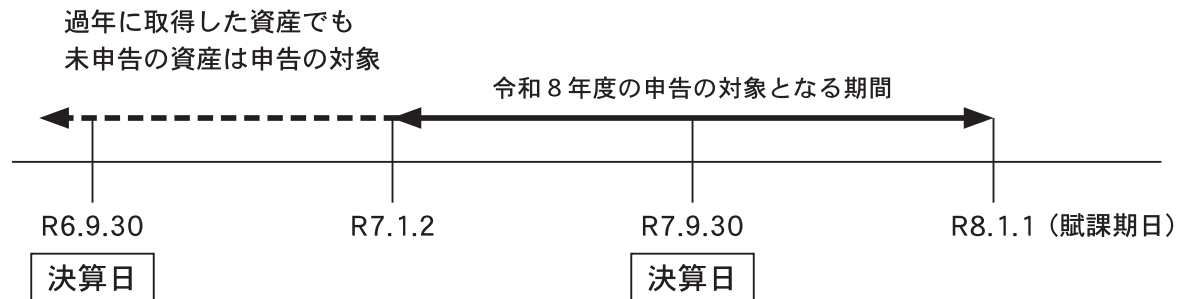
1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け等、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の資産状況を償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっています。ただし、地方税法第742条（大規模の償却資産の指定等）の規定に基づき、道府県知事が指定した償却資産については、当該道府県知事に申告していただきます。

2 提出する書類

①償却資産申告書	前年中の増減がない場合や課税標準額が免税点未満の場合も提出してください。
②種類別明細書 (全資産用・プレ申告用) または	令和8年1月1日現在、熊谷市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産を記載してください。
③種類別明細書 (増減資産用) ※市ホームページからダウンロードしてください。	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加及び減少資産について記載してください。ただし、令和7年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについては、これを含めてください。（下の例を参照） また、法人については、決算日以降の増加及び減少資産についても、令和8年1月1日以前の増加又は減少である場合、申告対象となりますので、漏れのないように御注意ください。（下の例を参照）
④その他	・非課税や課税標準額の特例適用を受ける場合（10ページを参照） ・マイナンバーの確認書類（13ページを参照）

（例）1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



3 記入事項

取得・移動による受け入れ・ 未申告資産がある場合	②種類別明細書（全資産用・プレ申告用）へ記入する、又は③種類別明細書（増減資産用）作成し、提出してください。
売却・滅失・移動・修正	②種類別明細書（全資産用・プレ申告用）を二重線で削除する、又は、③種類別明細書（増減資産用）を作成し、提出してください。
前年度までに申告されていて、 年度内に増加及び減少 資産がなかった場合	申告書右下の「19 資産に増減なし」欄にレ点を記入し、提出してください。
該当する資産のない場合	申告書右下の「20 該当資産なし」欄にレ点を記入し、提出してください。
転出・廃業・解散・その他	申告書右下の「21 転出・廃業・解散・その他」欄の該当事項を○で囲み、異動年月を記入し、提出してください。

・熊谷市が送付した明細書を使用する場合は、12ページ以降の記入例をご覧ください。

4 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、<u>必ず記載してください。</u> ③申告書等送付番号は、納税義務者番号と同一です。わかる限りにおいて記載してください。（送付した申告書の右上「申告書等送付番号」欄に印字されている場合もあります。）
種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	①必ず全資産を申告をしてください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 ③全資産について、価額（評価額）を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（<u>特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、御協力をお願いします。</u>） ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区別して申告してください。

電子申告の御案内

熊谷市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」による申告を受け付けています。電子申告には次のメリットがあります。

- （1）インターネットを通じて自宅やオフィスで簡単に申告手続きができます。
- （2）複数の地方公共団体への申告が、一度にまとめてできます。
- （3）市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。（ただし、eLTAX対応のソフトに限ります。）

eLTAX（電子申告）による申告……<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXを御利用される場合は、必ず評価額、決定価格、課税標準額の御入力をお願いします。

申告の御相談について

申告すべき資産かどうか、御判断に迷われている方に対して、窓口や電話での申告相談を受け付けています。御相談の際には、資産の取得価額（設置費などの附帯費の額を含めた総費用）のわかる資料を御用意ください。

また、「申告書の書き方がわからない」という場合にも、遠慮なく御相談ください。

Ⅱ 申告対象となる償却資産

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合などにおいても、償却資産に該当します。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 （平成11年1月1日以後に取得した資産）	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<u>申告対象</u>
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>
法人の場合 （平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<u>申告対象</u>
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<u>申告対象</u>
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 美術品など（時の経過によりその価値が減少しない書画や骨とう）

※ただし、平成27年1月1日以降に取得した、取得価額が1点100万円未満のものや、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは、申告の対象です。

- ⑥ 生物（観賞用・興行用等の生物は、申告対象です。）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、屋外看板等の広告設備、門、塀、外灯、緑化設備等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ＊詳しくは7ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】を御参照ください。 建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した内装、造作、建築設備（特定附帯設備） ＊詳しくは8ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を御参照ください。
第2種	機 械 及 び 装 置	製造機械設備・工作機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置等
第3種	船 舶	モーターボート等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が35km以上のもの並びに構内運搬車等
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、ルームエアコン、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具

3 業種ごとの主な償却資産の例

() の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、広告用看板(10)、コンクリート敷の舗装路面(15)、アスファルト敷の舗装路面(10)、ほか
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ほか
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、ほか
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、ほか
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、ほか
医 院 ・ 歯 科 医 院	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、ほか
不 動 産 貸 付 業	金属製の塀(10)、コンクリート造の塀(10)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、ほか

※耐用年数については、国税庁のホームページを御参照ください。

～メモ～



4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なものなど）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

・家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
避雷設備		設備一式	○			◎
給排水衛生設備	火災報知設備	設備一式	○			◎
	給排水設備	屋外設備、引込工事、 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、 床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース 及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛式）、 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・ 百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備 （ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、 メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取 付 者	附 帯 設 備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 （ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
②	家屋所有者 （ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家屋所有者 （ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リースなど）	×	○
	（申告不要）	（資産の所在地の市町村長へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○	×
	（自己の資産として申告必要）	（申告不要）

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）
前年前に取得した資産	前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

＊減価残存率については16ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じて計算します。

2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	令和8年度評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	R7.9	2,700,000円	15年	2,700,000円 ×0.929（減価残存率・前年中取得） =2,508,300円（令和8年度評価額）
ルームエアコン	R6.11	500,000円	6年	500,000円 ×0.840（減価残存率・前年中取得） =420,000円（令和7年度評価額） 420,000円×0.681（減価残存率・前年前取得） =286,020円（令和8年度評価額）

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額（1,000円未満切り捨て）}} \times \boxed{\text{税率（1.4\%）}} = \boxed{\text{税額（100円未満切り捨て）}}$$

※課税標準額とは熊谷市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

IV その他

1 非課税となる資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。非課税となる資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（全資産用・プレ申告用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

2 課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（全資産用・プレ申告用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

先端設備等導入計画に係る課税標準の特例について

- ・令和7年度の税制改正に伴い、令和7年4月1日より固定資産税の課税標準の特例の対象となる設備等の要件・特例割合及び適用期間が改正されました。
 - ・特例の適用を受けるためには、先端設備等を取得する前に計画の認定を受けることが必須です。認定につきましては、企業活動支援課企業活動支援係までお問合せください。（内線468・505）
- ※取得後に認定を受けることはできませんので御注意ください。
- ・令和7年3月31日以前に取得した先端設備等につきましては、従前の法令に従います。

賃上げの率	設備の取得時期	適用期間	特例率
1.5 %以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	3年間	1/2（1/2 軽減）
3.0 %以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	5年間	1/4（3/4 軽減）

※令和7年度税制改正より賃上げ表明（1.5 %以上）が必須となりました。

1 特例の適用を受けるための要件

対象者	以下のいずれかに当てはまる方(租税特別措置法上の「中小事業者」または「中小企業者」) ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
対象設備	認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備 ・機械及び装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具及び備品（30万円以上） ・建物附属設備※家屋として課税されるものを除く（60万円以上）
その他	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

2 特例の適用を受けるための提出書類

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- (3) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- (4) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
- (5) リース契約書の写し ※該当償却資産がリースで、リース会社が申告する場合
- (6) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※該当償却資産がリースで、リース会社が申告する場合

3 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

また、申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び熊谷市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、御注意ください。

4 国税資料等の閲覧について

熊谷市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、熊谷市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果、賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

5 国税（法人税・所得税）との比較

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税、所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第15に定められた原価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物ならびに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）
前年中取得の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増 加 償 却	認めている	認めている
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の5／100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能（法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）
一括償却（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能（法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条）
青色申告書を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能（租税特別措置法第28条の2、同法第67条の5）

申告書の書き方

(1) 申告の方法

- 統一様式の用紙による申告をお願いいたします。
- 電子計算機処理による全資産申告の場合は、賦課期日現在における全資産を資産の種類ごとに取得価額、評価額、決定価格及び課税標準額について申告してください。また、明細ごとに申告する場合は増加資産、減少資産及び修正のある資産について申告してください。

(2) 償却資産申告書の書き方

① 申告書

令和 年 月 日		令和 年度		帳票識別コード 申告区分 ☐ 当初申告 ☐ 修正申告 処理方式 ☐ 一般処理 ☐ 電算処理 申告書等送付番号	
受付印 埼玉県熊谷市長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)			
所 有 者	フリガナ 住 所 納税通知書送付先 電話番号 フリガナ 公簿上の住所 又は所在地 フリガナ 氏名 法人にあってはその 名称及び代表者の 氏名 屋号 公簿上の生年月日 又は設立年月日	5 個人番号又は 法人番号 事業種目 6 資本金又は出資金の額 7 事業開始年月 年 月 8 この申告に回答する 者の係及び氏名 電話番号 9 税理士等の氏名 電話番号	10 短縮耐用年数の承認 ☐ 有 ☐ 無 11 増加償却の届出 ☐ 有 ☐ 無 12 非課税該当資産 ☐ 有 ☐ 無 13 課税標準の特例 ☐ 有 ☐ 無 14 特別償却又は圧縮記帳 ☐ 有 ☐ 無 15 税務会計上の償却方法 ☐ 定率法 ☐ 定額法 16 青色申告 ☐ 有 ☐ 無	⑦ 市(区)町村内における 事業所等資産の所在地 ⑧ 借用資産 ☐ 有 ☐ 無 ⑨ 貸主の名称等 ⑩ 資産に増減なし ⑪ 該当資産なし ⑫ 転出・廃棄・解散・その他(年 月 日) ⑬ 備考(添付書類等)	
取得価額 前年までに取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具 7 合計		評価額 決定価格 課税標準額 数量 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具 7 合計			

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

① 1 住 所

法人の場合は、納税通知書等の送付先、個人の場合は、所有者の住所を記入し、ふりがなをつけてください。住所が違っていった場合又は移転した場合は、訂正してください。

② 3 氏 名

法人の場合は、その法人名・代表者の氏名を、個人の場合は、所有者の氏名・屋号を記入し、ふりがなをつけてください。氏名が違っていった場合は、訂正してください。

③ 5 個人番号又は法人番号

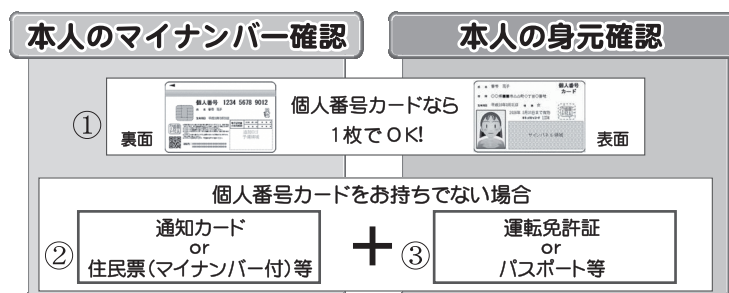
所有者の個人番号又は法人番号を記入してください。

第二十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

◆個人事業主の場合（太陽光パネル設置者、アパート経営者等）

申告書に個人番号を記入し、下記のものを添付、提示のうえ申告をお願いします。

※通知カードについて住所に変更のあったものは使用できません。



【郵送で申告書を送付する場合】

①または②+③のコピーを添付

【窓口で本人が直接お持ちいただく場合】

①または②+③を提示

【代理人を通して申告する場合】

①または②のコピー、委任状および代理人の身分を証明するもの

【使用者による提出の場合】

（書類の訂正等の権限を持たず、郵便配達員と同様に届けるだけの委任）

①または②+③のコピーを添付

※使用者の場合、書類の訂正、追記、記載内容に関する質問への応答などは不可。

◆法人の場合

申告書に法人番号の記入をお願いします。

④ 7 事業開始年月

事務所又は事業所の事業開始年月を記入してください。

⑤ 8 この申告に応答する者の係及び氏名

9 税理士等の氏名

この申告の内容について応答のできる方の氏名及び電話番号を記入してください。

⑥ 取得価額

前年中に増加資産・減少資産があった場合は、それぞれ取得価額を記入してください。

⑦ 17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

熊谷市内における資産の所在地を記入してください。なお、2か所以上の場合は、それぞれの所在地を記入してください。

⑧ 18 借用資産

借用資産がある場合は、貸主を記入してください。

⑨ 19・20

昨年までに申告された償却資産の明細書と比較して異動がない場合には「資産に増減なし」にレ点を記入してください。熊谷市内に償却資産を所有していない方は「該当資産なし」にレ点を記入してください。

⑩ 21

「転出」、「廃業」、及び「解散」された場合は、該当項目を○で囲み、その年月日を記入してください。

⑪ 22 備考（添付書類等）

吸収合併、所有権移転、所在地変更等、前年より何か変更があった場合は、その旨を記入してください。

② 種類別明細書

① 所有者名		令和 年度 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)		課税種別コード											
枚のうち				申告区分 ☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告											
枚目				処理方式 ☐ 一般処理 ・ ☐ 電算処理											
				申告書等送付番号											
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号 ④	資 産 の 名 称 等 ⑤	数 量	取 得 年 月 (注3) 年 月 日	元 日 取 得 (注4)	取 得 価 額 ⑦ (注5) 十 百 万 千 円	耐 用 年 数 ⑧	減 価 残 存 率 (注6)	備 額 ⑨ (注7) 十 百 万 千 円	課 税 標 準 例 率 ⑩ 率	課 税 標 準 額 ⑪ (注8) 十 百 万 千 円	増 減 事 由 ⑫ (注9)	摘 要 ⑬
01	②③														
02															
03															
04															

第二十六号様式別表一（提出用）

- ①所有者名……法人名、所有者氏名を必ず記入してください。
- ②異動区分……「1. 増加」、「2. 減少」、「3. 訂正」の対応する1から3までの数字を記入してください。1～3のどれにも当てはまらない場合は、空欄で構いません。
- ③資産の種類……「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。
- ④物件番号……記入しないでください。
- ⑤資産の名称等……資産の品名及び型式等を漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使って、左から順次記入してください。
- ⑥取得年月……年号は「1. 明治」、「2. 大正」、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」の対応する1から5までの数字を記入してください。また、実際に取得した年月を記入してください。元日（1月1日）に取得した場合には、「元日取得」の欄に1を記入してください。
- ⑦取得価額……償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの付帯費も含む）を記入してください。
- ⑧耐用年数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数によるものにあつては当該耐用年数を記入してください。
- ⑨増減事由……「1. 新品取得」、「2. 中古品取得」、「3. 売却」、「4. 滅失」、「5. 移動」、「6. その他」の対応する1から6の数字を記入してください。
- ⑩摘要……課税標準の特例が適用される資産を新規に申告される場合は、地方税法の関係条項（第○条第○項）を記入してください。また、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産の場合は「省令改正」と記入してください。

㊦前年中（令和7年中）に資産の増加があった場合

白紙の種類別明細書（全資産用・プレ申告用）に、所有者名、異動区分、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、特例のある場合は関係条項を記入してください。なお、名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用し、左から順次記入してください。

所有者名		枚のうち		枚目		令和8年度 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)										帳票識別コード					
〇〇産業																☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告 ☐ 一般処理 ・ ☐ 電算処理 申告書等送付番号					
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等		数 量	取得年月 (注3)			元 日 取 得 (注4)	(イ) 取 得 価 額 (注5)		(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(ニ) 価 額		※ 課 税 標 準 額 率 コード		※ 課 税 標 準 額	増 減 事 由 (注6)	摘 要
01	1	1		看板工事		1	5	7	4		277,100		20	0.						1	
02														0.							
03	1	2		セメント製造設備		1	5	7	4		500,000		9	0.						1	
04														0.							

①前年中（令和7年中）に資産の減少があった場合

全部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、資産の名称等から価額までを2本線で消し、摘要欄に減少理由、年月を記入してください。①（「資産の種類」「物件番号」上には、2本線を引かないでください。）

一部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、数量、取得価額のみを2本線で消し、残った分を下欄に記入してください。②

所有者名		3枚のうち		1枚目		令和8年度 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)										帳票識別コード					
〇〇産業																0002 ☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告 ☐ 一般処理 ・ ☐ 電算処理 申告書等送付番号 0987654321					
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等		数 量	取得年月 (注3)			元 日 取 得 (注4)	(イ) 取 得 価 額 (注5)		(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(ニ) 価 額		※ 課 税 標 準 額 率 コード		※ 課 税 標 準 額	増 減 事 由 (注6)	摘 要
01	2	1	1	看板工事		1	5	3	8		277,100		20	0.891	165,034					4	R7.10.1 取り壊し
02														0.							
03	2	6	2	ノートパソコン		2	5	3	5		256,600		4	0.562	19,991					4	R7.10.1 一部除却
04						1					128,300			0.							
05		6	3	冷暖房機		1	5	3	3		160,100		6	0.681	28,923						

②資産の名称等を修正する場合

リストに打ち出された名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に誤りがあった場合、訂正部分を2本線で消し、正しいものを下欄に記入してください。

所有者名		3枚のうち		1枚目		令和8年度 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)										帳票識別コード					
〇〇産業																0002 ☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告 ☐ 一般処理 ・ ☐ 電算処理 申告書等送付番号 0987654321					
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等		数 量	取得年月 (注3)			元 日 取 得 (注4)	(イ) 取 得 価 額 (注5)		(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(ニ) 価 額		※ 課 税 標 準 額 率 コード		※ 課 税 標 準 額	増 減 事 由 (注6)	摘 要
01	3	1	1	看板工事		1	5	3	8		277,100		20	0.891	165,034						
02				本店看板工事										0.							
03		6	2	ノートパソコン		1	5	3	5		256,600		4	0.562	19,991						
04														0.							
05		6	3	冷暖房機		1	5	3	3		160,100		6	0.681	28,923						

実地調査への協力のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますので、あらかじめ御承知おきください。

実地調査とは

実地調査においては、地方税法第353条（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）を根拠として、納税義務者等に対し、固定資産税の徴収に関する調査のために質問するとともに、帳簿書類・現物等を確認することができます。具体的には、減価償却資産明細書や固定資産台帳などの減価償却資産の内訳のわかるものを提供していただき、固定資産税（償却資産）の申告内容と突合します。また、現地の状態との異なりがないことを確認します。

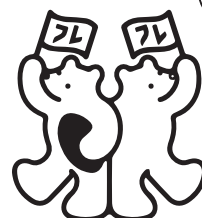
減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中④ 取得のもの	前年前⑤ 取得のもの		前年中④ 取得のもの	前年前⑤ 取得のもの		前年中④ 取得のもの	前年前⑤ 取得のもの
2	0.658	0.316	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
3	0.732	0.464	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
4	0.781	0.562	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
5	0.815	0.631	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
6	0.840	0.681	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
7	0.860	0.720	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
8	0.875	0.750	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
9	0.887	0.774	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
10	0.897	0.794	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
11	0.905	0.811	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
12	0.912	0.825	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
13	0.919	0.838	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
14	0.924	0.848	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
15	0.929	0.858	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
16	0.933	0.866	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
17	0.936	0.873	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
18	0.940	0.880	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
19	0.943	0.886	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
20	0.945	0.891	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
			40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

熊谷市役所総務部資産税課
(償却資産担当) 行



このラベルを切り取り、申告書
送付の際に封筒に貼り付けて
御利用ください。

©熊谷市